

原子力損害賠償紛争解決センターの 活動について

令和5年における活動状況（速報版）

令和6年2月
原子力損害賠償紛争解決センター

センターの人員体制の推移

- 令和5年末時点で、仲介委員195名、調査官67名

センターの人員体制の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総括委員	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	—	—	—	—	3	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276
調査官	28	91	193	192	189	184	181
和解仲介室職員	34	112	154	161	153	151	144
うち福島事務所	8	25	26	28	28	28	27
合計	193	411	603	639	623	619	608

	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総括委員	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	4	5	5	5	6	6
仲介委員	277	278	270	227	207	195
調査官	161	132	105	84	77	67
和解仲介室職員	137	123	111	108	105	105
うち福島事務所	27	26	23	22	23	24
合計	582	541	494	427	398	376

申立件数・人数の推移

令和4年と令和5年末における累計申立件数・人数（概数）

	R4	R5
累計申立件数	28,713	30,185
累計申立人数	119,882	123,295



各年における申立件数・人数の推移

※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。

申立件数・人数の推移

参考 1 平成23年から令和5年末までの申立件数・人数の推移（概数）

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
申立件数	累計申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162	1,472
		-	5,063	9,154	14,371	18,610	21,404	23,215	24,336	25,545	26,407	27,551	28,713	30,185
申立種別内訳	法人申立て	102	1,036	902	1,009	986	701	472	240	175	101	98	42	52
		19.6%	22.8%	22.0%	19.3%	23.3%	25.1%	26.1%	21.4%	14.5%	11.7%	8.6%	3.6%	3.5%
個人申立て	個人申立て	419	3,506	3,189	4,208	3,253	2,093	1,339	881	1,034	761	1,046	1,120	1,420
		80.4%	77.2%	78.0%	80.7%	76.7%	74.9%	73.9%	78.6%	85.5%	88.3%	91.4%	96.4%	96.5%
申立人数	累計申立人数	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508	3,648	2,158	3,668	2,096	3,906	2,465	3,413
		-	13,177	38,915	68,449	92,433	101,941	105,589	107,747	111,415	113,511	117,417	119,882	123,295

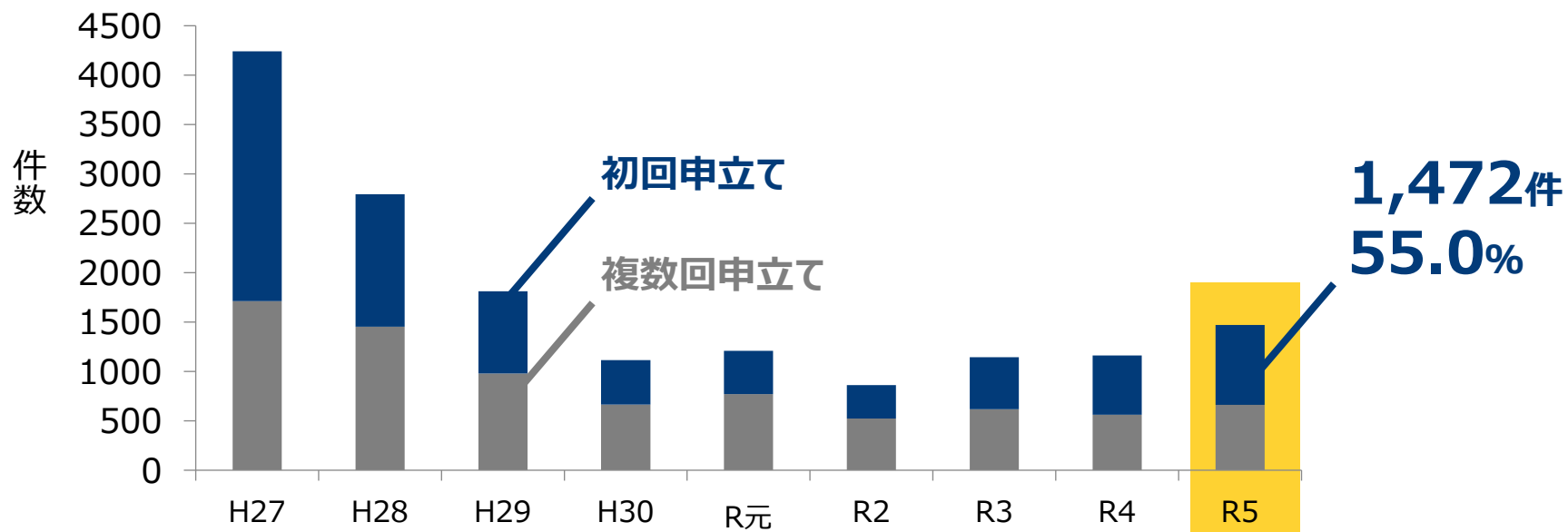
※申立件数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立件数を含む。
H24年：1件、H25年：2件、H30年：5件

※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。
H24年：84人、H25年：176人、H30年：3,319人

申立件数の推移

平成27年から令和5年末までの
初回申立てと複数回申立ての推移

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
内訳	申立件数	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162	1,472
	初回申立て	2,526	1,341	830	451	438	336	524	598	809
		59.6%	48.0%	45.8%	40.2%	36.2%	39.0%	45.8%	51.5%	55.0%
	複数回申立て	1,713	1,453	981	665	771	526	620	564	663
	40.4%	52.0%	54.2%	59.3%	63.8%	61.0%	54.2%	48.5%	45.0%	
	分離に係る申立て	0	0	0	5	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

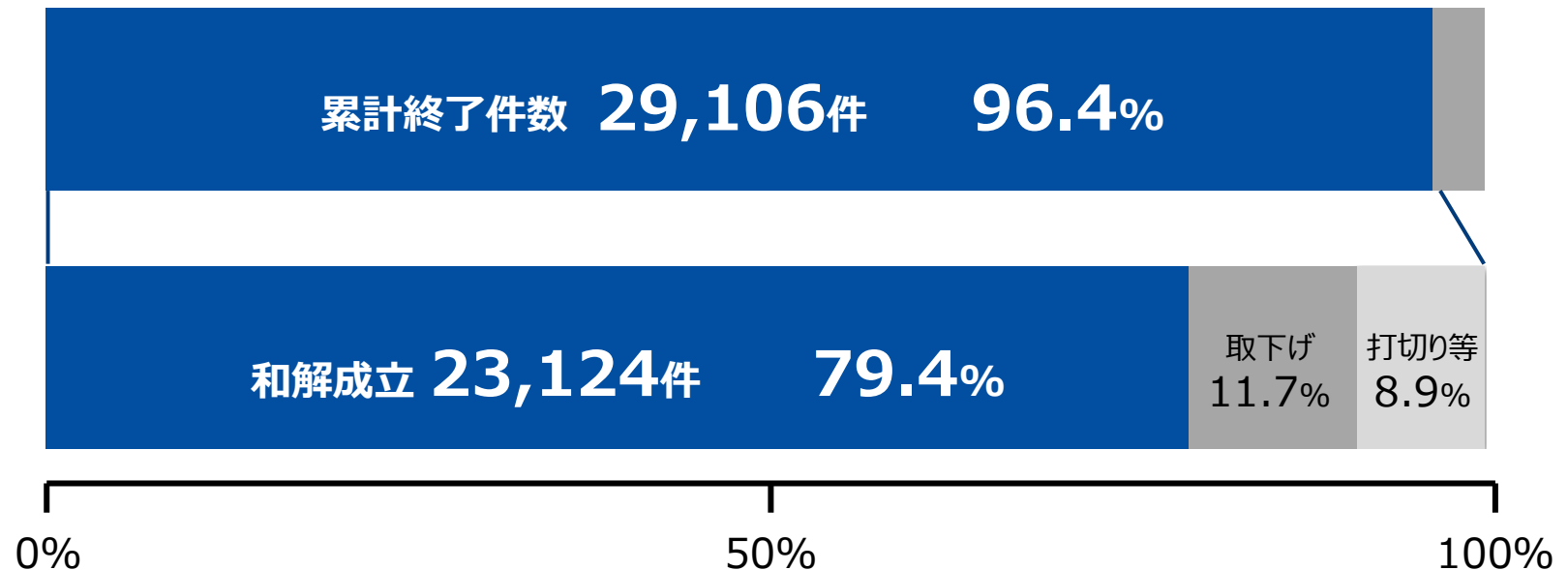


和解仲介の状況

令和4年と令和5年末における取扱状況（累計）

	R4	R5	
累計申立件数	28,713	30,185	
累計終了件数	27,814	29,106	
内訳	和解成立	22,133	23,124
	取下げ	3,202	3,402
	打切り等	2,479	2,580
未済件数	899	1,079	

未済件数
1,079件 3.6%



令和5年末時点における取扱状況の内訳

和解仲介の状況

平成30年から令和5年末までの推移

		H30		R元		R2		R3		R4		R5		
内 訳	既済件数	1,818		1,388		1,087		942		1,180		1,292		
	和解成立	1,232	67.8%	969	69.8%	814	74.9%	705	74.8%	866	73.4%	991	76.7%	
	和解打ち切り	252	13.9%	199	14.3%	106	9.8%	126	13.4%	123	10.4%	101	7.8%	
	内訳	申立人の請求権を認定できない	148	8.1%	128	9.2%	55	5.1%	86	9.1%	55	4.7%	31	2.4%
	申立人が和解案を拒否した	5	0.3%	6	0.4%	7	0.6%	3	0.3%	7	0.6%	4	0.3%	
	被申立人が和解案を拒否した	49	2.7%	17	1.2%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	申立人が資料提出に応じない	17	0.9%	14	1.0%	26	2.4%	10	1.1%	17	1.4%	11	0.9%	
	申立人と連絡がとれない	16	0.9%	17	1.2%	11	1.0%	22	2.3%	24	2.0%	31	2.4%	
	その他	17	0.9%	17	1.2%	5	0.5%	5	0.5%	20	1.7%	24	1.9%	
	取下げ	333	18.3%	220	15.9%	167	15.4%	111	11.8%	191	16.2%	200	15.5%	
	却下	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	和解の仲介をしない	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年49件、R元年17件、R2年2件、R3年0件、R4年0件、R5年0件であった。

このうち、東京電力社員又はその家族からの申立件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年9件、R元年4件、R2年0件、R3年0件、R4年0件、R5年0件であった。

和解仲介の状況

参考2 平成23年から令和5年末までの取扱状況の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	
既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	1,087	
内訳	和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	814
	和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	106
	取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	167
	却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940	715	
	R3	R4	R5	累計							
申立件数	1,144	1,162	1,472	30,185							
既済件数	942	1,180	1,292	29,106							
内訳	和解成立	705	866	991	23,124						
	和解打ち切り	126	123	101	2,578						
	取下げ	111	191	200	3,402						
	却下	0	0	0	1						
	和解の仲介をしない	0	0	0	1						
未済件数	917	899	1,079	1,079							

中間指針第五次追補の対応

中間指針第五次追補の内容を含む申立ての取扱状況

	R4	R5											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	38	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54
うち第五次追補含む ※1	1	4	82	53	11	30	114	174	105	66	56	54	37
期間別既済件数	109	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125
和解成立	85	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98
うち第五次追補含む ※2	-	-	-	-	-	-	-	61	68	74	88	92	81
和解打ち切り	7	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4
取下げ	17	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	6	4

※ 1 該当申立件数は、申立時の内容を基に整理した概数であるため、最終的な和解提示時点と乖離している。

※ 2 令和5年6月以前に和解成立のうち第五次追補分が含まれている事案は存在するものの、統計データとして正式に取得し始めた令和5年7月以降を記載している。

中間指針第五次追補の対応

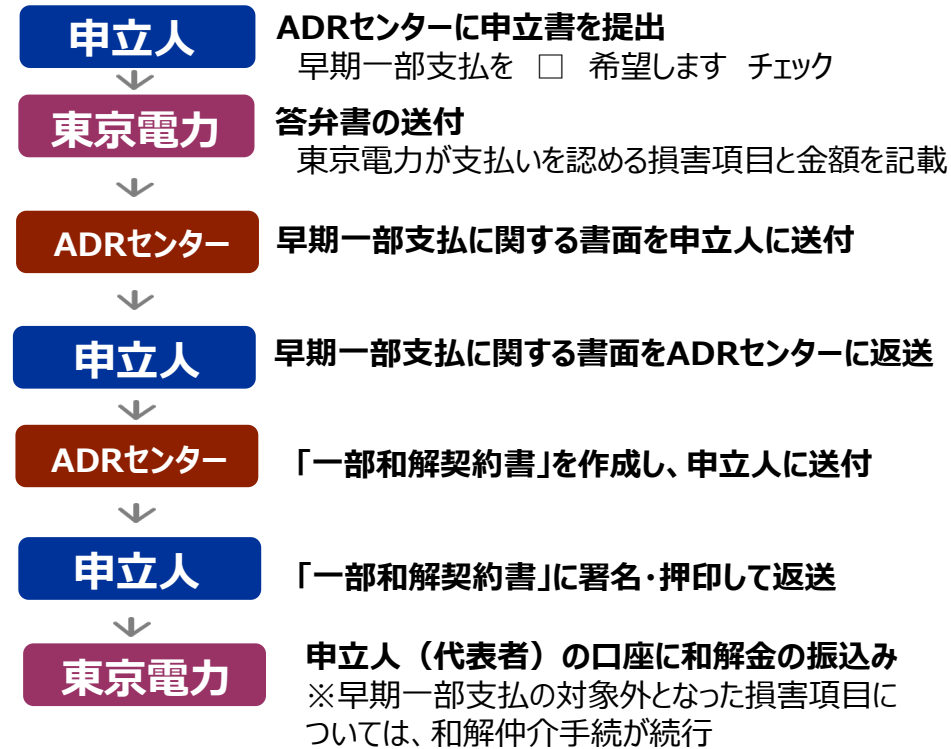
センターとしての取組

早期一部支払の実施

個人による申立事件のうち希望者について、中間指針第五次追補にかかる損害賠償を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分について、先行して和解を成立させ、早期の支払いを実現するとの運用を実施。

なお、中間指針第五次追補の策定を踏まえ、被害者に対する迅速な賠償の実現のため、平成24年12月21日付け総括基準「早期一部支払の実施について」に基づき、この手続を積極的に活用する

仲介委員等の指名から和解案提示までの平均期間は1.4ヶ月（令和5年のみ）。



■ 和解仲介手続において、東京電力側に確認すべき事項等が生じた場合、適宜指摘等を行っている。

センターの広報活動

地方公共団体等と連携した説明会の実施

- 各地方公共団体と連携し、**浪江町**に加えて、令和4年から**南相馬市、大熊町、富岡町**の**確定申告会場**や**健康診断会場**において説明会を実施。**令和5年からは双葉町とも連携し説明会を実施。**
- 令和5年2月から3月にかけて南相馬市、浪江町、大熊町、富岡町の確定申告に合わせて申立てに係る説明会を実施【4市町合計申立件数：314件】
令和5年6月から11月にかけて上記4市町及び双葉町の健康診断に合わせて申立てに係る説明会を実施【5市町合計申立件数：441件】
令和5年の申立件数1,472件のうち、816件（55.4%）が説明会経由
令和6年2月以降、上記5市町及び福島県と連携し、確定申告に合わせて申立てに係る説明会を順次開催予定
- **地域のニーズに合わせた和解事例**を掲載したチラシを作成し、説明会等で配布
- **NPO法人等が主催するイベントにおいても説明会を実施**
- 富岡町役場や近隣の公共施設に令和4年12月から月に一度説明窓口を開設し、**令和5年も引き続き実施**

福島県内の地方公共団体等が発行する広報紙への案内記事の掲載

- 福島県内の地方公共団体が発行する広報紙に和解事例等の案内記事を複数回掲載
掲載した広報紙：ふくしまの今がわかる新聞、広報おおくま、広報なみえ、広報とみおか 等

原子力損害賠償事例集（令和5年6月版）の公表

- 公表されている和解成立事例を整理し、原子力損害賠償事例集（令和2年5月公表）及び追補版（令和3年5月、令和4年6月に公表）をさらに追補する形で、令和5年6月版を公表

(ご参考) 令和5年の説明会の開催実績

令和5年の申立件数が1472件。うち説明会経由の申立件数は816件（55.4%）。

回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月8日～3月10日 18回	南相馬市	確定申告会場	164件
2月15日～3月13日 19回	浪江町	確定申告会場	60件
2月15日～3月15日 7回	大熊町	確定申告会場	32件
2月27日～3月13日 9回	富岡町	確定申告会場	58件
6月20日～8月10日 30回	南相馬市	健康診断会場	348件
8月28日～10月27日 9回	浪江町	健康診断会場	51件
9月28日～9月30日 3回	富岡町	健康診断会場	5件
10月18日～11月21日 7回	大熊町	健康診断会場	21件
10月24日～10月26日 3回	双葉町	健康診断会場	14件
11月20日 1回	福島県	福島県	2件
毎月1回程度 9回	富岡町	定期個別説明会	13件
上記以外 16回	NPO法人	東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県	48件



センターのご利用について

最寄りの事務所・支所（開所日における受付時間 平日9:00～17:00 予約不要）まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)を利用してみませんか

原発事故による損害賠償について
「東京電力に請求してダメだったら、諦めるしかないのかな・・・」
と思いませんか？

中立・公正な国の機関が 無料で賠償額を算定し 話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

申立てを受けて
法律の専門家が
電話などで詳しい事情を
お伺いします

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

約8割の事案が
和解に至っています



福島事務所 開所日 月 火 水 木 金

福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル3階

会津支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金

福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします

〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8 東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
(又は ADRセンター東京事務所)

令和5年12月発行

お問い合わせ先

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル



0120-377-155



(受付時間 平日10:00～17:00) 文部科学省HP ADRセンターHP

もうひとつの選択肢 “ADR”









詳しくは、次のページをご覧ください

ADRセンターは どなたでもご利用いただけます

仲介費用無料

- 弁護士を立てずにご本人だけでも申立てができます。該当する項目にチェックを付けるなどして完成する、簡易な申立書の様式をご用意しています。
- 和解仲介の費用は無料です。 ※ご自身が送付する書類の郵送費用等は自己負担
- 東京電力と交渉中でも、既に東京電力との間で合意がある場合でも、申立てができます。
- 中間指針(国に設置された審査会が定める一般的な賠償指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。
- 証拠の資料が手元に無くても、和解案が提示できる場合があります。
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- 自治体と連携した説明会も随時開催していますので、ぜひご参加下さい。

賠償が認められた和解事例の一部を公表しています

 避難によって 家族が離れ離れに	 乳幼児の 世話をしながら 避難生活	 自家消費していた 野菜や米を作れなくなり 生活費が増加	 避難により 職を失った	 事業実態を 証明する書類が 無くなった
 自宅の 除染作業を行った	 農機具等の 価値を再算定	 避難でペットが 行方不明に	 墓石の修理費用や 移転が必要に	 直接請求した 営業損害を ADRで改めて算定


- 和解事例集を無料で配布しています。フリーダイヤルにお電話いただければお送りします。ADRセンターの事務所・支所でもお渡ししています。
- ADRセンターや文部科学省のホームページで和解事例を公表しています。



ADRセンターHP 文部科学省HP

(和解事例は申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例を検討いただく際の参考にさせていただきます。)

フリーダイヤル お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター) 受付時間 平日10:00~17:00

 0120-377-155

ADR (和解仲介) 手順の主な流れ

